

○阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額 の改定に関する条例

制 定 昭和41年3月31日 条例第1号
改 正 昭和42年2月27日 条例第2号
昭和42年2月27日 条例第4号

(昭和35年3月31日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第1条 昭和35年3月31日以前に退職した阪神水道企業団恩給条例（昭和25年12月条例第47号、以下「恩給条例」という。）上の吏員又はその者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料については、昭和40年10月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額（阪神水道企業団恩給条例の一部を改正する条例（昭和38年3月条例第3号）附則第8項の規定が適用されている退隠料、増加退隠料及び遺族扶助料については、同項の規定が適用されていないとしたならば受けるべきであつた年額の計算の基礎となるべき給料年額）にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定は行なわない。

一部改正〔昭和42年条例第2号〕

第2条 前条の規定により年額を改定された退隠料（増加退隠料又は傷病年金と併給される退隠料を除く。）又は遺族扶助料（妻又は子に給する遺族扶助料を除く。）で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該退隠料又は遺族扶助料を受ける者の年令（遺族扶助料を受ける者が2人あり、かつ、その2人が遺族扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年令）が同表の下欄に掲げる年令の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年令の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分		昭和40年10月分から 昭和41年6月分まで	昭和41年7月分から 同 年9月分まで	昭和42年10月分から 同 年12月分まで
年令の	60才未満	$\frac{30}{30}$	$\frac{30}{30}$	$\frac{30}{30}$
	60才以上	$\frac{20}{30}$	$\frac{15}{30}$	$\frac{15}{30}$
区 分	65才未満	$\frac{30}{30}$	$\frac{30}{30}$	$\frac{30}{30}$
	65才以上 70才未満	$\frac{15}{30}$	$\frac{15}{30}$	

一部改正〔昭和42年条例第4号〕

2 前条の規定により年額を改定された遺族扶助料で、妻又は子に給する次の表の上

- 197/2 - 第9章 阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額
の改定に関する条例

欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該遺族扶助料を受ける者の年齢が同表の上欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額の改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分		昭和40年10月分から 同 年12月分まで	昭和41年 1月分から 同 年 9月分まで
年齢の区分	65才未満	$\frac{20}{30}$	$\frac{15}{30}$
	65才以上 70才未満	$\frac{15}{30}$	$\frac{15}{30}$

一部改正〔昭和42年条例第4号〕

(昭和35年 4月 1日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第3条 昭和35年 4月 1日以後に退職した恩給条例上の吏員又はその者の遺族で、昭和40年 9月30日において現に恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料を受けているものについては、同年10月分以降、その年額を昭和35年 3月31日において施行されていた給与に関する条例及び規則（以下「旧給与条例等」という。）が、その者の退職の日まで施行されていたとしたならば、その者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 第1条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、前条の規定は前項の規定により年額を改定された退隠料及び遺族扶助料について準用する。

(職権改定)

第4条 この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の請求を待たずに行なう。

一部改正〔昭和42年条例第2号〕

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月 1日から適用する。

附 則 (昭和42年 2月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年 4月 1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により庁長がした手続きその他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づいて企業長がした手続きその他の行為とみなす。

附 則 (昭和42年 2月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

別 表

恩給年額の計算の 基礎となつている 給 料 年 額	仮 定 給 料 年 額	恩給年額の計算の 基礎となつている 給 料 年 額	仮 定 給 料 年 額
86,000 円	103,200 円	291,900 円	350,300 円
88,300	106,000	299,600	359,500
90,400	108,500	314,600	377,500
93,300	112,000	329,700	395,600
95,100	114,100	333,600	400,300
98,400	118,100	346,000	415,200
103,200	123,800	363,700	436,400
108,200	129,800	381,200	457,400
113,100	135,700	392,000	470,400
118,200	141,800	402,600	483,100
123,100	147,700	423,900	508,700
128,100	153,700	445,300	534,400
131,300	157,600	449,600	539,500
134,500	161,400	466,600	559,900
138,200	165,800	488,000	585,600
143,400	172,100	509,400	611,300
147,800	177,400	530,700	636,800
152,100	182,500	544,100	652,900
157,200	188,600	558,400	670,100
162,300	194,800	586,000	703,200
167,900	201,500	613,800	736,600
173,600	208,300	627,800	753,400
180,700	216,800	641,400	769,700
185,000	222,000	669,000	802,800

- 197/3/2 - 第9章 阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額
の改定に関する条例

190,800	229,000	681,700	818,000
196,400	235,700	696,700	836,000
207,700	249,200	724,300	869,200
210,600	252,700	754,400	905,300
219,100	262,900	769,900	923,900
230,500	276,600	784,600	941,500
243,100	291,700	800,000	960,000
249,500	299,400	814,800	977,800
255,600	306,700	844,900	1,013,900
264,400	317,300	875,000	1,050,000
269,500	323,400	889,800	1,067,800
284,500	341,400	905,200	1,086,200

備 考

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に100分の120を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。